

5 「構造改革特区」制度の適切な実施と早期改善に向けて

1 「構造改革特別区域法」の適切な施行に向けて

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	政省令、通達等の策定状況の監視 (内閣府、内閣官房)	「構造改革特別区域基本方針」(以下、単に「基本方針」という。)の別表1に掲げた事項のうち、政省令、通達等に関する規制の特例措置については、関係各省庁が「特区において講じることが可能な規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続き等」以上の制約を課さないよう、また、特区法の完全施行までに、政省令、通達等の公布及び施行を行うよう、それらの全項目に係る原案の策定については、総合規制改革会議の意見を聴きつつ着実に実施する。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		一部措置済、逐次実施	逐次実施	(内閣官房) 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)において、「別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法令等の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行なうものとする。また、規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、平成15年3月までのできる限り早い時期に公布し、4月1日に施行するものとする。」旨、また、「今後とも特区の検討にあたっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)を踏まえ、引き続き総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、その推進を図るものとする。」旨を規定。また、第1次提案に係る「特区において講じることが可能な規制の特例措置」については、15年4月1日を施行日とした政省令・通達等の公布を行うなど、規制改革推進3か年計画の記載に即した措置を実施済み。	特区 ア
(2)	「基本方針」の策定状況の監視 (内閣官房)	a 特区法第3条に規定される「構造改革特別区域基本方針」については、速やかに閣議決定を行う。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		措置済		(内閣官房) 平成15年1月24日、「構造改革特別区域基本方針」を閣議決定。	特区 ア a
		b 基本方針において、政省令、通達等に関する事項を含め、今次特区制度により講じられることとなった全ての規制改革事項について、一覧性を確保した上で、地方公共団体等による要望を満すのか否かが明確に理解されるような形での記載を行う。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		一部措置済、逐次実施	逐次実施	(内閣官房) 第1次提案に係る規制改革事項について、同基本方針において措置。	特区 ア b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(内閣府、内閣官房)	c 訓令又は通達に関する事項も、法律、政省令事項と全く同一のスキームで取り扱う。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		一部措置済、逐次実施	逐次実施	(内閣官房) 同基本方針において、「訓令又は通達による規制についても、特区制度において基本方針の適用に当たっては、法律、政令又は主務省令で定められている規制と同一の扱いとする」旨規定。	特区 ア c
		d 基本方針において、特区法第4条第9号に係る関係行政機関の長の同意について、「各地方公共団体が客観的に要件に適合していると判断するものは、関係行政機関の長は原則として同意するものであり、特段の明確な問題がない限り地方公共団体の申請内容が認められる、すなわち、要件に該当すれば同意するとの羈束裁量を意味していること」を、明記する。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		措置済		(内閣官房) 同基本方針において、「別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等(以下「特例措置の内容等」という。)に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとし、規制所管省庁の長は、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令等(以下「同意の要件等」という。)に適合していれば、構造改革特別区域計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意をするものとする。」旨規定。	特区 ア d
		e a～dの諸点について、総合規制改革会議の意見を聴きつつ着実に実施する。		一部措置済、逐次実施	逐次実施	(内閣官房) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」等を踏まえ、同基本方針を閣議決定。	特区 ア e
(3)	特区で講じられた規制の特例措置の的確な評価 (内閣官房)	a 評価については、「構造改革特区推進のためのプログラム」(以下、単に「プログラム」という。)の内容にしたがって、早急に評価の体制、方法等を基本方針において定める。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		措置済		(内閣官房) 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)において措置済み。	特区 ア a

2 特区制度の活用も含めた更なる規制改革の推進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	「全国において実施する」とされた規制改革事項の深掘り等 (内閣府、内閣官房)	プログラムにおいて、「全国において実施する規制改革事項(実施時期及び内容が明示されているものに限る。)」とされている事項(別表2の111事項)について、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、今後とも、引き続き、進捗状況の監視、更なる深掘り、前倒し等を進める。また、これら以外の事項も含めた、地方公共団体や民間から提案のあった規制改革事項について、全国規模の改革と特区での改革とが「二者択一」であることを原則に、その両面から規制改革の推進を図る。		逐次実施		(内閣官房) 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)において、「平成14年12月12日に決定された総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」の別表(参考として添付)に、「構造改革特区推進のためのプログラム」の別表2のより一層の深掘り等を図った形で規制改革の内容、実施時期等の検討結果が掲載されているが、関係行政機関においては、本検討結果を最大限に尊重して、所要の施策に速やかに取り組むものとする。なお、2(6)に基づく地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において実施することとなった規制改革事項については、本基本方針において新たに作成する別表2として適宜追加していくものとする。」旨規定。	特区 イ
(1)	「現行制度で対応可能」とされている規制改革事項の周知徹底 (関連各省庁) (内閣府、内閣官房)	a 関係各省庁は、第1次提案募集において地方公共団体等から要望のあった規制改革事項のうち、「現行制度で対応可能」とされている規制改革事項(311事項)について、地方公共団体等に対し、通知等の文書などにより、速やかに可能である旨の周知徹底を行う。 b 上記に関し、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、引き続き、着実に実施する。		逐次実施	(内閣官房) 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)において、「法令解釈事前確認制度」について、地方公共団体が構造改革特別区域計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度として規定。 (内閣官房) 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)において、「法令解釈事前確認制度」について、地方公共団体が構造改革特別区域計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度として規定。	特区 イ a 特区 イ b	

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(内閣官房)	c 特区において地方公共団体等が実施しようとしている事業のため、法令等の解釈を明確にしたい事項について、特区法第4条第7項に基づいて地方公共団体から規定の解釈についての確認があった場合には、30日以内に文書で回答するよう基本方針に明記する。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		措置済			(内閣官房) 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)中「(3)法令解釈事前確認制度の運用に関する基本方針」において明記済み。	特区 イ c

3 第2次提案募集も活用した特区制度の対象となる規制の追加

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
特区制度の対象となる規制の追加 (内閣官房、関連各 省庁)	a 第1次提案募集において地方公共団体等から要望のあった規制改革事項のうち、「今回は特区として又は全国において実施されないもの」としたもの(141事項)のうち、例えば、新規の需要や雇用の創出による経済活性化の効果も高いと考えられるものなどについては、総合規制改革会議とも密接に連携しつつ、少なくとも特区において実施すべき規制改革事項としての検討を開始する。この際、地方公共団体や民間からの「第2次募集」における要望状況も、十分に勘案する。		検討開始、 逐次実施		逐次実施	(内閣官房) 第2次提案募集においては、第1次提案をした特区構想のうち、「構造改革特区推進のためのプログラム」に掲載されなかった事項に関する再提案も募集対象とした。15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定の「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」においても、特区で実施することとなった事項として、第1次提案での「今回は特区として又は全国において実施されないもの」を含んでいる。	特区 ウ a
	b 特区で行うことが適切かつ早急に必要であると考えられる規制改革事項については、速やかに基本方針を改訂し、特区制度の対象として追加するとともに、それが法律事項である場合には、第156回通常国会における特区法の改正も視野に入れ、検討を行う。 【構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針(平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定)】		一部措置 済、逐次 実施		逐次実施	(内閣官房) 同対応方針において、特区において講じることができる規制の特例措置については、15年6月上旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加、また、このうち法律改正が必要な事項については、原則として3月中旬を目途に構造改革特別区域法の改正法案として、今通常国会に提出するとしているところ。なお、改正法案については、3月18日、国会に提出済み。	特区 ウ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	(内閣官房)	c 地方公共団体や民間への十分なPRを行った上で、第3次募集、第4次募集と定期的な提案募集を行う。		逐次実施		(内閣官房) 基本方針において、第3次募集と第4次募集のスケジュールを規定済み。	特区 ウc
		d 基本方針において定期的な提案募集とそれに基づく基本方針の改定、法令等の改正の一連の流れを明確に規定する。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】		措置済		(内閣官房) 基本方針において、定期的な提案募集とそれに基づく基本方針の改定、法令等の改正の一連の流れを明確に規定済み。	特区 ウd
		e 特区制度の一連の流れを通じた規制改革を加速していくため、地方公共団体や民間に対するコンサルティング機能や情報発信機能を強化する。		逐次実施		(内閣官房) 上記方針に基づき、内閣官房に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設置するなど、地方公共団体や民間に対するコンサルティングや情報発信を行っている。	特区 ウe